

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症予防接種について 対象者：小学6年生～高校1年生相当の女性※

※【キャッチアップ対象者】

令和4年4月1日から令和7年3月31日までは「平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女性」。
上記に加え、令和5年4月1日から「平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれの女性」、令和6年4月1日から「平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性」も令和7年3月31日まで対象。
この説明文書をお読みになり、「ヒトパピローマウイルス感染症予防接種申込書兼予診票」にご記入のうえ、医師の診察を受けてください。

○成人、保護者の方へ：必ずお読みください。

ヒトパピローマウイルス感染症について

(1) 病気の説明

ヒトパピローマウイルス（HPV）はヒトにとって特殊なウイルスではなく、多くのヒトが感染し、そしてその一部が子宮頸がん等を発症します。100種類以上の遺伝子型があるHPVの中で、子宮頸がんの約50～70%は、HPV16型、18型感染が原因とされています。HPVに感染しても、多くの場合ウイルスは自然に検出されなくなりますが、一部が数年～十数年間かけて前がん病変の状態を経て子宮頸がんを発症します。子宮頸がんは国内では年間約10,000人が発症し、年間約2,700人が死亡すると推定されています。

ワクチンでHPV感染を防ぐとともに、子宮頸がん検診によって前がん病変を早期発見し、早期に治療することで、子宮頸がんの発症や死亡の減少が期待できます。

(2) ワクチンの概要および効果について

現在国内で接種できる子宮頸がん予防ワクチンは、国内外で子宮頸がん患者から最も多く検出されるHPV16型及び18型に対する抗原を含んでいる2価ワクチン（サーバリックス[®]）と尖圭コンジローマや再発性呼吸器器腫瘍の原因ともなる6型、11型も加えられた4価ワクチン（ガーダシル[®]）があります。HPV未感染者を対象とした海外の報告では、感染及び前がん病変の予防効果に関して両ワクチンとも高い有効性が示されており、初回性交渉前の年齢層に接種することが各国において推奨されています。

現時点では2つのワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性、有効性に関するデータはないことから、同一のお子さんには、同一のワクチンを使用します。〔参考：予防接種と子どもの健康2021年度版〕

※ただし、キャッチアップ対象者は過去に接種歴のあるワクチンと同一製剤で接種を完了することを原則としますが、過去に接種したワクチンの種類が不明の場合、ワクチンの種類等について医師と被接種者等がよく相談の上、接種してください。（仮に交互接種となった場合も、安全性に関する大きな懸念は示されていません。）

予防接種の副反応について

注射部位の疼痛（83～99%）、発赤（32～88%）及び腫脹（28～79%）などの局所反応と、軽度の発熱（5～6%）、倦怠感などの全身反応がありますが、その多くは一過性で回復をしています。

また、予防接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後30分程度、体重を預けるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないようにして様子を見るようにしてください。

ヒトパピローマウイルスワクチンの定期接種について

平成25年6月に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策調査会（合同開催）において、「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛等が、HPVワクチンの接種後にみられたことから、この副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切かつ情報は提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」とされ、厚生労働省により積極的な接種勧奨の一時差し控えが決定されました。

その後、HPVワクチンの安全性については広範な調査結果をもとにして上記審議会で議論が行われており、令和3年11月に開催された同審議会にて、積極的勧奨の再開が決定されました。今後も、引き続きHPVのワクチンの安全性の評価を行っていくこと、接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の体制強化、行政と医療機関の連携を強化し、地域の支援体制を充実させることとしています。また、原因を問わず痛みに関する診断治療を行う協力医療機関が各都道府県に1以上指定されています。また、個々の例の健康被害救済に関する認定審査も行われています。厚生労働省のホームページにHPVワクチンに関するリーフレットが掲載されていますので、HPVワクチンの安全性や有効性について詳しく知りたい方は、そちらも参照してください。

接種スケジュール

- 2価HPVワクチン（サーバリックス）の場合
1か月以上の間隔を置いて2回、1回目から5か月以上かつ2回目から2か月半以上の間隔を置いて1回接種
- 4価HPVワクチン（ガーダシル）の場合
1か月以上の間隔を置いて2回、2回目から3か月以上の間隔を置いて1回接種

予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱している人（37.5℃をこえる場合）
- ② 重い急性疾患にかかっている人
- ③ このワクチンの成分でアナフィラキシー（通常30分以内にて呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）を起こしたことがある人
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている人
- ⑤ 現在、妊娠している人
- ⑥ その他、かかりつけ医に予防接種を受けないほうがよいといわれた人

＜疾病罹患後の接種間隔について＞

麻疹に関しては治癒後4週間程度、その他（風しん、水痘およびおたふくかぜ等）の疾病については治癒後2～4週間程度の間隔を置いて接種します。その他のウイルス性疾患（突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等）に関しては、治癒後1～2週間の間隔を置いて接種します。しかし、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、決定します。また、これらの疾患の患者と接触し、潜伏期間内にあることが明らかな場合には、患児の状況を考慮して接種を決定します。

接種前に医師とよく相談しなければならない人

- ① 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた人
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている人および近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人

ワクチン接種後の注意

- ① 接種後30分は医療機関で様子を観察するか、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
 - ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常がでた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
 - ③ 接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや具合が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
 - ④ 当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすことはやめましょう。
 - ⑤ 接種当日は、激しい運動は避けましょう。
- *予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、市へ連絡をしてください。

予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく給付を受けることができます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、下記の住所地の担当課までご相談ください。

接種時の保護者の同伴について

予防接種を受ける時は、原則、保護者の同伴が必要です。ただし、医療機関が認める場合、13歳以上16歳未満の人は、あらかじめ接種することへの保護者の同意を「ヒトパピローマウイルス感染症予防接種 保護者の同意書」と「予診票」上の保護者の自署欄で確認できた場合に限り、保護者の同伴なしでも接種できます。（「ヒトパピローマウイルス感染症予防接種 保護者の同意書」と「ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票」は市健康増進課または実施医療機関で受け取ることができます。）なお、既婚の人は本人のみで接種可能です。

13歳未満のお子さんで保護者の同伴が困難なため、接種されるお子さんの日頃の健康状態を熟知する親族等が同伴する場合、保護者が署名した「予防接種委任状」を医療機関に提出すれば、接種可能とします。（「予防接種委任状」は市健康増進課または実施医療機関で受け取ることができます。また、市のホームページからもダウンロードできます。）

＜お問い合わせ先＞

草津市健康増進課	☎077-561-2323	栗東市健康増進課	☎077-554-6100
守山市すこやか生活課	☎077-581-0201	野洲市健康推進課	☎077-588-1788